

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案
【一般型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
目次 第1章 地方独立行政法人（ <u>公立大学法人及び</u> 公営企業型 <u>地方独立行政法人</u> を除く。）に適用される会計基準及び注解 (略) 第6節 行政コスト計算書 (略) <u>第2章 公立大学法人に適用される会計基準及び注解</u> <u>第1節 一般原則</u> <u>第2節 概念</u> <u>第3節 認識及び測定</u> <u>第4節 財務諸表の体系</u> <u>第5節 貸借対照表</u> <u>第6節 損益計算書</u> <u>第7節 純資産変動計算書</u> <u>第8節 キャッシュ・フロー計算書</u> <u>第9節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</u> <u>第10節 附属明細書及び注記</u> <u>第11節 公立大学法人固有の会計処理</u> <u>第12節 区分経理の会計処理</u> <u>第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</u> <u>第14節 連結財務諸表</u> <u>第15節 合併に関する会計処理</u> 第3章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	目次 第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解 (略) 第6節 行政コスト計算書 <u>(公立大学法人を除く。)</u> (略) <u>(新設)</u> 第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第1章 地方独立行政法人（ <u>公立大学法人及び</u> 公営企業型 <u>地方独立行政法人</u> を除く。）に適用される会計基準及び注解	第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第1節 一般原則 第4 重要性の原則	第1節 一般原則 第4 重要性の原則	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(略) <注 3>重要性の原則について 1 (略) 2 ただし、地方独立行政法人の会計が目的とするところは、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 3 (略)	(略) <注 3>重要性の原則について 1 (略) 2 ただし、地方独立行政法人の会計が目的とするところは、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 <u>なお、公立大学法人は、法人間における会計情報の比較可能性の確保の要請から、一定の事項については統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要がある。</u> 3 (略)		
<注 5>継続性の原則について 1 地方独立行政法人はその公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。	<注 5>継続性の原則について 1 地方独立行政法人はその公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。<u>特に公立大学法人については、法人間における会計情報の比較可能性の確保が要請される。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<注 7>繰延資産について 地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費等に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。 <u>(削除)</u>	<注 7>繰延資産について <u>1</u> 地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費等に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。 <u>2 公立大学法人の債権発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<注 8>流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について (略) 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の棚卸資産(以下同じ。)は、流動資産に属するものとし、地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。	<注 8>流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について (略) 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の棚卸資産(以下同じ。<u>ただし、公立大学法人については、基準第52及び第56においては、医薬品及び診療材料を除く。</u>)は、流動資産に属するものとし、地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第2節 概念 第12 投資その他の資産 1 (略) 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。 (1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第109 連結の範囲」及び「第119 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。 (略) (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人(「第107 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。)に対する長期貸付金を除く。 (略) (10)退職給付引当金見返(「第89 退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。)	第2節 概念 第12 投資その他の資産 1 (略) 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。 (1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第111 連結の範囲」及び「第121 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。 (略) (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員<u>(公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。)</u>又は関係法人(「第109 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。)に対する長期貸付金を除く。 (略) (10)退職給付引当金見返(「第90 退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。<u>公立大学法人を除く。</u>)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第13 流動資産 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注8) (略)	第13 流動資産 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注8) (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(15) 賞与引当金見返（「第88 賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。）	(15) 賞与引当金見返（「第89 賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。） <u>（公立大学法人を除く。）</u>		
第15 固定資産 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注8） (1) <u>資産に係る繰延収益</u>（中期計画又は事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。）（以下「中期計画等」という。）の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。） (2) 長期預り補助金等 <u>（削除）</u> <u>(3) 長期寄附金債務</u> <u>(4) 長期借入金</u> <u>(5) 退職給付</u>（地方独立行政法人の役員及び職員の退職を	第15 固定資産 <u>1</u> 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注8） (1) <u>資産見返負債</u>（中期計画又は事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。）（以下「中期計画等」という。）の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。 <u>（公立大学法人を除く。）</u>） (2) 長期預り補助金等 <u>(3) 長期繰延補助金等（補助金等（国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（運営費交付金及び施設費を除く。）をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。））によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合（長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。（公立大学法人に限る。）</u> <u>(4) 長期寄附金債務</u> <u>(5) 長期借入金</u> <u>(6) 退職給付</u>（地方独立行政法人の役員及び職員の退職を	第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注8） (1) <u>資産に係る繰延収益</u>（中期計画、中長期計画又は事業計画（以下「中期計画等」という。）の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等（補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（運営費交付金及び施設費を除く。）をいう。以下同じ。）により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）<u>、前払年金費用を計上した場合</u>に計上される負債をいう。）	第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注8） (1) <u>資産見返負債</u>（中期計画、中長期計画又は事業計画（以下「中期計画等」という。）の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等（補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（運営費交付金及び施設費を除く。）をいう。以下同じ。）により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産<u>を取得した場合</u>（これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。）

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金 <u>(6)退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</u> <u>(7)長期未払金</u> <u>(8)資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> <u>(9)その他の負債で流動負債に属しないもの</u> <u>(削除)</u>	事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金 <u>(7)退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</u> <u>(8)長期未払金</u> <u>(9)資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> <u>(10)その他の負債で流動負債に属しないもの</u> <u>2 公立大学法人については、前受受託研究費（受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受共同研究費（共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。</u>		
第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。（注8） (1) ～(4) (略) (5) 預り補助金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。（注10） (6)～(17) (略) <u>(削除)</u>	第16 流動負債 <u>1</u> 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。（注8） (1) ～(4) (略) (5) 預り補助金等 <u>(公立大学法人については科学研究費助成事業等預り金に係るものを除く。)</u> 。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。（注10） (6)～(17) (略) <u>2 公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）</u> 、 <u>前受受託研究費（固定負債に属するものを除く。）</u> 、 <u>前受共同研究費（固定負債に属するものを除く。）</u> 、 <u>前受受託事業費等（固定負債に属するものとする。）</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>のを除く。）、科学研究費助成事業等預り金（科学研究費助成事業等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び科学研究費助成事業等預り金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。</u>		
第17 引当金 1 （略） 2 中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。 3 （略）	第17 引当金 1 （略） 2 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</u> 中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。 <u>公立大学法人においては、中期計画若しくは事業計画又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</u> 3 （略）	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第18 純資産の定義 1 （略） 2 純資産は、資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> に分類される。	第18 純資産の定義 1 （略） 2 純資産は、資本金、資本剰余金 <u>及び</u> 利益剰余金に分類される。	（対応箇所なし）	（対応箇所なし）
＜注12＞資本剰余金を計上する場合について 1 （略） 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合 (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等により非償却資産を取得した場合 (3) 中期計画等に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合	＜注12＞資本剰余金を計上する場合について 1 （略） 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合 (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等により非償却資産を取得した場合 (3) 中期計画等に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合	＜注12＞ 資本剰余金を計上する場合について 1・2 （略）	＜注 1 2＞ 資本剰余金を計上する場合について 1・2 （略）

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(4) 中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合 <u>(削除)</u> <u>(5)</u> 中期計画等の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合 3 なお、前項(2)、(4)及び<u>(5)</u>の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を<u>資産に係る繰延収益</u>として計上する。	(4) 中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合 <u>(5) 公立大学法人について、中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合</u> <u>(6)</u> 中期計画等の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合 3 なお、前項(2)、(4)及び<u>(6)</u>の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を<u>資産見返負債</u>として計上する。<u>(公立大学法人を除く。)</u>	3 なお、前項(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を<u>資産に係る繰延収益</u>として計上する。	3 なお、前項(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を<u>資産見返負債</u>として計上する。
第20 行政コストの定義 1・2 (略)	第20 行政コストの定義 <u>(公立大学法人を除く。)</u> 1・2 (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第21 費用の定義 地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。 <u>(削除)</u>	第21 費用の定義 地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。<u>(注15)</u> <u><注15> 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について</u> <u>資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</u> <u>(1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</u> <u>(2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）</u> <u>(3) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>(4)「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u> <u>(5)「第88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合損失相当額、評価損相当額又は売却損相当額</u>		
第22 収益の定義 地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。 <u>(削除)</u>	第22 収益の定義 地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。 <u>(注16)</u> <u><注16> 公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について</u> <u>資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例は、以下のとおり。</u> <u>(1)「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）</u> <u>(2)「第88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合利益相当額、財務収益相当額又は売却益相当額</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第29 リースの会計処理 <u>1 リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。以下同じ。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。独立行政法人は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。(注20)</u> <u>2 地方独立行政法人が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負</u>	第 29 リース <u>取引</u> の会計処理 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第33 リースの会計処理 <u>1 リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。以下同じ。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。独立行政法人は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。(注 2 5)</u> <u>2 独立行政法人が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債に</u>	第33 リース <u>取引</u> の会計処理 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。</u> <u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として定額法により配分する。</u> <u>4 地方独立行政法人が貸手となる</u>リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース<u>とに分類し</u>、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。オペレーティング・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。<u>(注21)</u>	<u>(新設)</u> リース<u>取引</u>については、ファイナンス・リース<u>取引</u>とオペレーティング・リース<u>取引の二種類に分け</u>、ファイナンス・リース<u>取引</u>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、一定の期間の経過を業務の進捗とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</u>オペレーティング・リース<u>取引</u>については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。</u><u>(注 22)</u> <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>	<u>リース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。</u> <u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として定額法により配分する。</u> <u>4 独立行政法人が貸手となる</u>リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース<u>とに分類し</u>、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。<u>(注26)</u>	<u>(新設)</u> リース<u>取引</u>については、ファイナンス・リース<u>取引</u>とオペレーティング・リース<u>取引の二種類に分け</u>、ファイナンス・リース<u>取引</u>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</u>オペレーティング・リース<u>取引</u>については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。</u><u>(注25)</u> <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>
<u><注20>無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>地方独立行政法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>	<u><注25>無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>独立行政法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<注21> <u>ファイナンス・リースとオペレーティング・リース</u>について ファイナンス・リースとは、契約に<u>定められた</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、<u>原資産</u>からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該<u>原資産</u>の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	<注 22> リース<u>取引</u>について ファイナンス・リース<u>取引</u>とは、<u>リース契約に基づくリース</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース<u>取引</u>又はこれに準ずるリース<u>取引</u>で、借<u>り</u>手が、<u>当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u>からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該<u>リース物件</u>の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース<u>取引</u>をいう。オペレーティング・リース<u>取引</u>とは、ファイナンス・リース<u>取引</u>以外のリース<u>取引</u>をいう。	<注26> <u>ファイナンス・リースとオペレーティング・リース</u>について ファイナンス・リースとは、契約に<u>定められた</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、<u>原資産</u>からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該<u>原資産</u>の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	<注25> リース<u>取引</u>について ファイナンス・リース<u>取引</u>とは、<u>リース契約に基づくリース</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース<u>取引</u>又はこれに準ずるリース<u>取引</u>で、借<u>り</u>手が、<u>当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u>からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該<u>リース物件</u>の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース<u>取引</u>をいう。オペレーティング・リース<u>取引</u>とは、ファイナンス・リース<u>取引</u>以外のリース<u>取引</u>をいう。
第30 棚卸資産の評価基準及び評価方法 1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。 2・3 (略) <u>(削除)</u>	第 30 棚卸資産の評価基準及び評価方法 1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法 <u>(公立大学法人については原則として移動平均法)</u>を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。<u>(注 23)</u> 2・3 (略) <u><注 23> 棚卸資産の貸借対照表価額について</u> <u>公立大学法人について適用する棚卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第31 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とし	第 31 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とし	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
なければならない。 (1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注22) (2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注23) (注24) (注25) (3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。 <u>(削除)</u>	なければならない。 (1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注 24) (2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注 25) (注 26) (注 27) (3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、<u>「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、</u>評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。 <u>(4) その他の関係会社有価証券（公立大学法人に限る。）</u> <u>投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上す</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注22）	<u>る。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。</u> <u>投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。</u> (5) その他有価証券 売買目的有価証券並びに満期保有目的の債券並びに関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 24）		
<注34>図書の評価方法について 図書（印刷その他の方法により複製した文書若しくは図面又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像又は音を記録した物品としての管理が可能なもの。以下同じ。）については、雑誌やパンフレット等、業務上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として取得価額をもって貸借対照表価額とする。 なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。	<注 36>図書の評価方法について 図書（印刷その他の方法により複製した文書若しくは図画又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像又は音を記録した物品としての管理が可能なもの。以下同じ。）については、雑誌やパンフレット等、業務上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として取得価額をもって貸借対照表価額とする。 なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。	（対応箇所なし）	（対応箇所なし）
第40 財務諸表の体系 地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。 (1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書	第 40 財務諸表の体系 地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。 (1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 <u>（公立大学法人を除く。）</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)		
第41 セグメント情報の開示 1 地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。 <u>(削除)</u> 2 開示すべき情報は、行政コスト、「第60 注記事項」の地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。 (注<u>36</u>) (注<u>37</u>)	第 41 セグメント情報の開示 1 公立大学法人以外の地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。 2 <u>公立大学法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</u> 3 開示すべき情報は、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては</u>、行政コスト、「第 60 注記事項」の地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報<u>とし、公立大学法人においては、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報</u>とする。(注 <u>38</u>) (注 <u>39</u>)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<注<u>37</u>>セグメント情報の開示について 1 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 なお、地方独立行政法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。	<注 <u>39</u>>セグメント情報の開示について 1 <u>公立大学法人以外の</u>地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 <u>公立大学法人においては、同様の観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u> なお、<u>公立大学法人以外の</u>地方独立行政法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定され	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメント情報については、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。 <u>(削除)</u>	る。 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては</u>、セグメント情報については、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。 <u>4 公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。また、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</u>		
第43 行政コスト計算書の作成目的 1・2（略）	第 43 行政コスト計算書の作成目的 <u>(公立大学法人を除く。)</u> 1・2（略）	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第51 貸借対照表科目の分類 1～3（略） 4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの、<u>利益剰余金に属するもの及び評価・換算差額等に属するもの</u>に分類しなければならない。	第 51 貸借対照表科目の分類 1～3（略） 4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの<u>及び</u>利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第52 資産の表示項目 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(7)（略） <u>(削除)</u> <u>(8) 美術品・収蔵品</u> <u>(9) 建設仮勘定</u>	第 52 資産の表示項目 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(7)（略） <u>(8) 図書（公立大学法人に限る。)</u> <u>(9) 美術品・収蔵品</u> <u>(10) 建設仮勘定</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>(10)</u> その他 2 (略) 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3)</u> 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。） <u>(4)</u> 役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金 <u>(5)</u> 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権 <u>(6)</u> 長期前払費用 <u>(7)</u> 未収財源措置予定額 <u>(8)</u> 退職給付引当金見返 <u>(9)</u> その他 4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(削除)</u> <u>(7)</u> 前渡金 <u>(8)</u> 前払費用 <u>(9)</u> 未収収益 <u>(10)</u> 賞与引当金見返 <u>(11)</u> その他	<u>(11)</u> その他 2 (略) 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) その他の関係会社有価証券（公立大学法人に限る。）</u> <u>(4)</u> 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。） <u>(5)</u> 役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金 <u>(6)</u> 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権 <u>(7)</u> 長期前払費用 <u>(8)</u> 未収財源措置予定額 <u>(9)</u> 退職給付引当金見返 <u>(公立大学法人を除く。)</u> <u>(10)</u> その他 4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 医薬品及び診療材料（公立大学法人に限る。）</u> <u>(8)</u> 前渡金 <u>(9)</u> 前払費用 <u>(10)</u> 未収収益 <u>(11)</u> 賞与引当金見返 <u>(公立大学法人を除く。)</u> <u>(12)</u> その他		
<注<u>39</u>> 減価償却累計額について 減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、各年度の行政コスト計算書に計上された減価償却相当額の累計額が含まれる。	<注 <u>41</u>> 減価償却累計額について 減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、各年度の行政コスト計算書に計上された <u>(公立大学法人においては、資本剰余金の控除項目として計上された)</u> 減価償却相当額の累計額が含まれる。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産に係る繰延収益</u> (2) 長期預り補助金等 <u>(削除)</u> <u>(3) 長期寄附金債務</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(4) 長期借入金</u> <u>(削除)</u> <u>(5) 引当金</u> <u>(6) 長期未払金</u> <u>(7) 資産除去債務</u> <u>(8) その他</u> 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 運営費交付金債務 <u>(削除)</u> <u>(2) 預り手数料（申請等関係事務処理法人に限る。）</u> <u>(3) 預り手当財源等（申請等関係事務処理法人に限る。）</u> <u>(4) 預り施設費</u> <u>(5) 預り補助金等</u> <u>(6) 寄附金債務</u> <u>(削除)</u>	第 54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産見返負債（公立大学法人を除く。）</u> (2) 長期預り補助金等 <u>(3) 長期繰延補助金等（公立大学法人に限る。）</u> <u>(4) 長期寄附金債務</u> <u>(5) 長期前受受託研究費（公立大学法人に限る。）</u> <u>(6) 長期前受共同研究費（公立大学法人に限る。）</u> <u>(7) 長期前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）</u> <u>(8) 長期借入金</u> <u>(9) 公立大学法人債（公立大学法人に限る。）</u> <u>(10) 引当金</u> <u>(11) 長期未払金</u> <u>(12) 資産除去債務</u> <u>(13) その他</u> 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 運営費交付金債務 <u>(2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）</u> <u>(3) 預り手数料（申請等関係事務処理法人に限る。）</u> <u>(4) 預り手当財源等（申請等関係事務処理法人に限る。）</u> <u>(5) 預り施設費</u> <u>(6) 預り補助金等</u> <u>(7) 寄附金債務</u> <u>(8) 前受受託研究費（公立大学法人に限る。）</u>	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) ～ (16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産に係る繰延収益</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何)債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) ～ (16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産見返負債</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何)債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
4　　その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。	<u>計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第 92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。</u> 5　　その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。		
第56　貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 （〇〇年 3 月 3 1 日） 資産の部 （略） 負債の部 Ⅰ　固定負債 <u>資産に係る繰延収益</u> 繰延運営費交付金（資産）　　　××× 繰延補助金等（資産）　　　××× 繰延寄附金（資産）　　　××× 繰延運営費交付金（建設仮勘定）　××× 繰延施設費（建設仮勘定）　××× 繰延補助金等（建設仮勘定）　××× （略） （削除）	第 56　貸借対照表の様式 1　　貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 （〇〇年 3 月 3 1 日） 資産の部 （略） 負債の部 Ⅰ　固定負債 <u>資産見返負債</u> 資産見返運営費交付金　　　××× 資産見返補助金等　　　××× 資産見返寄附金　　　××× 建設仮勘定見返運営費交付金　××× 建設仮勘定見返施設費　　　××× 建設仮勘定見返補助金等　××× （略） 2　　公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1 にかかわらず、次のとおりとする。	第58　貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 （〇〇年 3 月 3 1 日） 資産の部 （略） 負債の部 Ⅰ（略） Ⅱ　固定負債 <u>資産に係る繰延収益</u> 繰延運営費交付金（資産）　　　××× 繰延補助金等（資産）　　　××× 繰延寄附金（資産）　　　××× 繰延運営費交付金（建設仮勘定）　××× 繰延施設費（建設仮勘定）　××× 繰延補助金等（建設仮勘定）　××× 長期預り補助金等　　　××× 長期預り寄附金　　　××× （略）	第58　貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 （〇〇年 3 月 3 1 日） 資産の部 （略） 負債の部 Ⅰ（略） Ⅱ　固定負債 <u>資産見返負債</u> 資産見返運営費交付金　　　××× 資産見返補助金等　　　××× 資産見返寄附金　　　××× 建設仮勘定見返運営費交付金　××× 建設仮勘定見返施設費　　　××× 建設仮勘定見返補助金等　××× 長期預り補助金等　　　××× 長期預り寄附金　　　××× （略）

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	貸借対照表 (〇〇年 3 月 31 日) 資産の部 I 固定資産 1 有形固定資産 土地 減損損失累計額 建物 減価償却累計額 減損損失累計額 構築物 減価償却累計額 減損損失累計額 機械装置 減価償却累計額 減損損失累計額 工具器具備品 減価償却累計額 減損損失累計額 図書 美術品・收藏品 船舶 減価償却累計額 減損損失累計額 車両運搬具 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 減損損失累計額 ・・・ 有形固定資産合計		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>2 無形固定資産</u> <u>特許権</u> × × × <u>借地権</u> × × × <u>商標権</u> × × × <u>実用新案権</u> × × × <u>意匠権</u> × × × <u>鉱業権</u> × × × <u>漁業権</u> × × × <u>ソフトウェア</u> × × × <u>・・・</u> × × × <u>無形固定資産合計</u> × × × <u>3 投資その他の資産</u> <u>投資有価証券</u> × × × <u>関係会社株式</u> × × × <u>長期貸付金</u> × × × <u>関係法人長期貸付金</u> × × × <u>長期前払費用</u> × × × <u>未収財源措置予定額</u> × × × <u>・・・</u> × × × <u>投資その他の資産合計</u> × × × <u>固定資産合計</u> × × × <u>II 流動資産</u> <u>現金及び預金</u> × × × <u>未収学生納付金収入</u> × × × <u>徴収不能引当金</u> × × × × × × <u>未収附属病院収入</u> × × × <u>徴収不能引当金</u> × × × × × × <u>受取手形</u> × × × <u>貸倒引当金</u> × × × × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>契約資産</u> × × × <u>貸倒引当金</u> × × × × × × <u>有価証券</u> × × × <u>棚卸資産</u> × × × <u>医薬品及び診療材料</u> × × × <u>前渡金</u> × × × <u>前払費用</u> × × × <u>未収収益</u> × × × <u>・・・</u> × × × <u>流動資産合計</u> × × × <u>資産合計</u> × × × <u>負債の部</u> <u>I 固定負債</u> <u>長期繰延補助金等</u> × × × <u>長期寄附金債務</u> × × × <u>長期前受受託研究費</u> × × × <u>長期前受共同研究費</u> × × × <u>長期前受受託事業費等</u> × × × <u>長期借入金</u> × × × <u>公立大学法人債</u> × × × <u>債券発行差額</u> × × × × × × <u>引当金</u> <u>退職給付引当金</u> × × × <u>追加退職給付引当金</u> × × × <u>(何) 引当金</u> × × × <u>・・・</u> × × × × × × <u>資産除去債務</u> × × × <u>長期未払金</u> × × × <u>・・・</u> × × × <u>固定負債合計</u> × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	II 流動負債 運営費交付金債務 × × × 授業料債務 × × × 預り施設費 × × × 預り補助金等 × × × 寄附金債務 × × × 前受受託研究費 × × × 前受共同研究費 × × × 前受受託事業費等 × × × 短期借入金 × × × 一年以内返済予定長期借入金 × × × 一年以内償還予定公立大学法人債 × × × 債券発行差額 × × × × × × 未払金 × × × 契約負債 × × × 未払費用 × × × 未払消費税等 × × × 前受金 × × × 科学研究費助成事業等預り金 × × × 預り金 × × × 前受収益 × × × 引当金 (何) 引当金 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 資産除去債務 × × × ・ ・ ・ × × × 流動負債合計 × × × 負債合計 × × × 純資産の部 I 資本金 地方公共団体出資金 × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	資本金合計 × × × II 資本剰余金 資本剰余金 × × × 減価償却相当累計額（一）－ × × × 減損損失相当累計額（一）－ × × × 有価証券損益相当累計額（確定）（±） ± × × × 有価証券損益相当累計額（その他）（±） ± × × × 利息費用相当累計額（一）－ × × × 除売却差額相当累計額（一）－ × × × 資本剰余金合計 × × × III 利益剰余金（又は繰越欠損金） 前中期目標期間繰越積立金 × × × （何）積立金 × × × 積立金 × × × 当期末処分利益 × × × （又は当期末処理損失） （うち当期総利益（又は当期総損失） × × ×） 利益剰余金（又は繰越欠損金）合計 × × × IV 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 × × × ．．． × × × 評価・換算差額等合計 × × × 純資産合計 × × × 負債純資産合計 × × ×		
第57 注記事項 貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、地方行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。	第 57 注記事項 貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、地方行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。 <u>（公立大学法人を除く。）</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第6節 行政コスト計算書	第6節 行政コスト計算書 <u>(公立大学法人を除く。)</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第58 表示区分、分類及び表示項目 1 (略) 2 その他行政コストは、「第20 行政コストの定義」におけるその他行政コストに含まれる取引を、それぞれ減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、承継資産に係る費用相当額及び除売却差額相当額として表示しなければならない。	第58 表示区分、分類及び表示項目 1 (略) 2 その他行政コストは、「第20 行政コストの定義 <u>(公立大学法人を除く。)</u> 」におけるその他行政コストに含まれる取引を、それぞれ減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、承継資産に係る費用相当額及び除売却差額相当額として表示しなければならない。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第64 損益計算書科目の分類及び表示科目 1～4 (略) 5 運営費交付金収益は、「第79 運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。 6・7 (略)	第64 損益計算書科目の分類及び表示科目 1～4 (略) 5 運営費交付金収益 <u>(公立大学法人については運営費交付金収益及び授業料収益)</u> は、「第79 運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。 6・7 (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第65 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略) <u>(削除)</u>	第65 損益計算書の様式 <u>1</u> 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略) <u>2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</u> 損益計算書 (〇〇年4月1日～〇〇年3月31日) 経常費用 業務費 教育経費 ・・・ ××× ・・・ ××× ××× 研究経費 ・・・ ×××	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	寄附金収益 × × × 財務収益 受取利息 × × × 有価証券利息 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 雑益 財産貸付料収益 × × × (何) 入場料収益 × × × 物品受贈益 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 経常収益合計 × × × 経常利益 × × × 臨時損失 固定資産除却損 × × × 減損損失 × × × 災害損失 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 臨時利益 固定資産売却益 × × × (何) 引当金戻入益 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 当期純利益 × × × 目的積立金取崩額 × × × 当期総利益 × × ×		
第68 表示区分 1～5 (略) 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、試験研究地方独立行政法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動による	第 68 表示区分 1～5 (略) 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
キャッシュ・フローの区分に記載する。(注47)	は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 (注 49)		
＜注43＞ キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1～7 (略) 8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。 9 (略) 10 9にかかわらず、試験研究地方独立行政法人の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。	＜注 45＞ キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1～7 (略) 8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出、 <u>債券の発行・償還</u> 及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。 9 (略) 10 9にかかわらず、試験研究地方独立行政法人 <u>及び公立大学法人</u> の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
＜注 44＞ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(8) (略) (9) 利息及び配当金の受取額(試験研究地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に限る。) (10) 利息の支払額(試験研究地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に限る。) (11) (略)	＜注 46＞ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(8) (略) (9) 利息及び配当金の受取額(試験研究地方独立行政法人 <u>及び公立大学法人</u> 以外の地方独立行政法人に限る。) (10) 利息の支払額(試験研究地方独立行政法人 <u>及び公立大学法人</u> 以外の地方独立行政法人に限る。) (11) (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
＜注 45＞ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (略) (7) 金銭出資による支出(試験研究地方独立行政法人に限	＜注 47＞ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (略) (7) 金銭出資による支出(試験研究地方独立行政法人 <u>及び</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
る。) (8) 資産除去債務の履行による支出 (9) 利息及び配当金の受取額（試験研究地方独立行政法人に限る。）	<u>公立大学法人</u> に限る。) (8) 資産除去債務の履行による支出 (9) 利息及び配当金の受取額（試験研究地方独立行政法人及び <u>公立大学法人</u> に限る。）		
＜注 <u>46</u> ＞ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)・(2) （略） <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(3)</u> 長期借入れによる収入 <u>(4)</u> 長期借入金の返済による支出 <u>(5)</u> 金銭出資の受入による収入 <u>(6)</u> 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出 <u>(7)</u> 利息の支払額（試験研究地方独立行政法人に限る。）	＜注 <u>48</u> ＞ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)・(2) （略） <u>(3) 債券の発行による収入（公立大学法人に限る。）</u> <u>(4) 債券の償還による支出（公立大学法人に限る。）</u> <u>(5)</u> 長期借入れによる収入 <u>(6)</u> 長期借入金の返済による支出 <u>(7)</u> 金銭出資の受入による収入 <u>(8)</u> 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出 <u>(9) 利息の支払額（試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。）</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第70 キャッシュ・フロー計算書の様式 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略) <u>(削除)</u>	第 70 キャッシュ・フロー計算書の様式 <u>1</u> キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略) <u>2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>キャッシュ・フロー計算書</u> <u>(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)</u> <u>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</u> <u>原材料、商品又はサービスの購入による支出－×××</u> <u>人件費支出</u> <u>－×××</u> <u>その他の業務支出</u> <u>－×××</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	運営費交付金収入 × × × 授業料収入 × × × 入学金収入 × × × 検定料収入 × × × 附属病院収入 × × × 受託研究収入 × × × 共同研究収入 × × × 受託事業等収入 × × × × × × 補助金等収入 × × × 補助金等の精算による返還金の支出 - × × × 寄附金収入 × × × 小計 × × × × × × 設立団体納付金の支払額 - × × × 業務活動によるキャッシュ・フロー × × × II 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 - × × × 有価証券の売却による収入 × × × 有形固定資産の取得による支出 - × × × 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入 × × × 施設費による収入 × × × 施設費の精算による返還金の支出 - × × × 金銭出資による支出 - × × × 資産除去債務の履行による支出 - × × × × × × 小計 × × × 利息及び配当金の受取額 × × × 投資活動によるキャッシュ・フロー × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	III 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 × × × 短期借入金の返済による支出 − × × × 公立大学法人債の発行による収入 × × × 公立大学法人債の償還による支出 − × × × 長期借入れによる収入 × × × 長期借入金の返済による支出 − × × × 金銭出資の受入による収入 × × × 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出 − × × × × × × 小計 × × × 利息の支払額 − × × × 財務活動によるキャッシュ・フロー × × × IV資金に係る換算差額 × × × V資金増加額（又は減少額） × × × VI資金期首残高 × × × VII資金期末残高 × × ×		
<注48> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少 (3) 資産の交換 (4) リースによる資産の取得 (5) P F I による資産の取得 (6) 重要な資産除去債務の計上 (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳	<注 50> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少 (3) 資産の交換 (4) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (5) P F I による資産の取得 (6) 重要な資産除去債務の計上 (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳	<注53> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上	<注52> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上
第 75 法第 40 条第 3 項による承認の額 利益の処分にに関する書類において、目的積立金として整	第 75 法第 40 条第 3 項による承認の額 利益の処分にに関する書類において、目的積立金として整	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
理しようとするときは、「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額）」としてその総額を表示しなければならない。（参考） ＜参考＞ 経営努力認定の考え方について 1～3 （略） 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。 (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 20 行政コストの定義」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること (2)・(3) （略）	理しようとするときは、「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額）」としてその総額を表示しなければならない。（参考） ＜参考＞ 経営努力認定の考え方について 1～3 （略） 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。 (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 20 行政コストの定義」 <u>（公立大学法人を除く。）</u> 」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること (2)・(3) （略）		
第77 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49） (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第90 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細 (2)～(5) （略） <u>（削除）</u> <u>(6) 引当金の明細</u> <u>(7) 資産除去債務の明細</u> <u>(8) 保証債務の明細</u> <u>(9) 資本剰余金の明細</u> <u>（削除）</u> <u>(10) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細</u>	第 77 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書 <u>（公立大学法人を除く。）</u> 及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注 51） (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細 (2)～(5) （略） <u>(6) 公立大学法人債の明細（公立大学法人に限る。）</u> <u>(7) 引当金の明細</u> <u>(8) 資産除去債務の明細</u> <u>(9) 保証債務の明細</u> <u>(10) 資本剰余金の明細</u> <u>(11) 目的積立金の取崩しの明細（公立大学法人に限る。）</u> <u>(12) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細（公立大学法人においては運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細。）</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>(11)</u> 地方公共団体等からの財源措置の明細 <u>(12)</u> 役員及び職員の給与の明細 <u>(13)</u> 開示すべきセグメント情報 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(14)</u> 科学研究費助成事業等の明細 <u>(15)</u> 預り手数料の明細（申請等関係事務処理法人に限る。） <u>(16)</u> 預り手当財源等の明細（申請等関係事務処理法人に限る。） <u>(17)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	<u>(13)</u> 地方公共団体等からの財源措置の明細 <u>(14)</u> 役員及び職員の給与の明細 <u>(15)</u> 開示すべきセグメント情報 <u>(16)</u> 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。） <u>(17)</u> 寄附金の明細（公立大学法人に限る。） <u>(18)</u> 受託研究の明細（公立大学法人に限る。） <u>(19)</u> 共同研究の明細（公立大学法人に限る。） <u>(20)</u> 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。） <u>(21)</u> 科学研究費助成事業等の明細 <u>(22)</u> 預り手数料の明細（申請等関係事務処理法人に限る。） <u>(23)</u> 預り手当財源等の明細（申請等関係事務処理法人に限る。） <u>(24)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細		
第78 注記 1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。（注50） 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。<u>(注51) (注52)</u>（注53）（注54）（注55）	第 78 注記 1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。（注 52） 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。<u>ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。</u>（注 53）（注 54）（注 55）<u>(注 56) (注 57) (注 58) (注 59) (注 60) (注 61)</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<注52> 重要な会計方針等の開示について 1 （略） 2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	<注54> 重要な会計方針等の開示について 1 （略） 2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	<注57> 重要な会計方針等の開示について 1 （略） 2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 会計方針の例としては、次のようなものがある。なお、消	<注56> 重要な会計方針等の開示について 1 （略） 2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 会計方針の例としては、次のようなものがある。なお、消

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 有価証券の評価基準及び評価方法 (6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(7) リースの計上基準</u> <u>(8) 収益及び費用の計上基準</u> <u>(削除)</u> (9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法 (10) 未収財源措置予定額の計上基準 (11) 消費税等の会計処理	(1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 有価証券の評価基準及び評価方法 (6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(新設)</u> <u>(7) 収益及び費用の計上基準</u> <u>(8) 債券発行差額の償却基準（公立大学法人に限る。）</u> (9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法 (10) 未収財源措置予定額の計上基準 (11) 消費税等の会計処理	費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法 (7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(8) リースの計上基準</u> <u>(9) 収益及び費用の計上基準</u> <u>(10) 債券発行差額の償却方法</u> <u>(11) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> <u>(12) 未収財源措置予定額の計上基準</u> <u>(13) 消費税等の会計処理</u> 3・4 （略）	費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法 (7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(新設)</u> <u>(8) 収益及び費用の計上基準</u> <u>(9) 債券発行差額の償却方法</u> <u>(10) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> <u>(11) 未収財源措置予定額の計上基準</u> <u>(12) 消費税等の会計処理</u> 3・4 （略）
<u>(削除)</u>	<u><注57> 産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記</u> <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<u>(削除)</u>	<u><注58> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。）</u> <u>当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。</u> <u>(1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>(2) 「第88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額、評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額</u> <u>(3) 「第89 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額</u> <u>(4) 「第90 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額</u> <u>(5) 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u> <u>(6) 「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u> <u>(7) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額 。<注70>の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用を含む。</u> <u>(8) 「第80 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額</u>		
<u>(削除)</u>	<u><注60> 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記</u> <u>1 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記するものとする。</u> <u>2 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し、「注57 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」に掲げる項目（(8) 「第80 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く。）及び国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>3 公立大学法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等負担に帰せられない自己収入に限られる必要がある、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</u> <u>(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</u> <u>(2) 国からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</u> <u>(3) 財源措置予定額収益</u> <u>4 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</u> <u>(2) 地方公共団体出資等から生ずる機会費用</u> <u>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</u> <u>5 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借をいう。</u> <u>6 国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。</u>		
<u>(削除)</u>	<u><注61> 機会費用計算の注記について</u> <u>公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法</u> <u>(2) 地方公共団体出資等の機会費用があるときは、計算に</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>使用した利率</u> <u>(3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率</u> <u>なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。</u> <u>(2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第79 運営費交付金等の会計処理」、 「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）、 「第88 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）並びに「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</u> <u>(3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。</u>		
第79 運営費交付金の会計処理 1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 2 (略) 3 地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注56) <u>(削除)</u> 4 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。 6 (略) 7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、	第79 運営費交付金の会計処理 1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 <u>なお、公立大学法人については、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。</u> 2 (略) 3 <u>公立大学法人以外</u> の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注62) 4 <u>公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。</u> <u>5</u> 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。 6 (略) 7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金 <u>(公立大学法人については、運営費交付金又は授業料)</u> に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金 <u>(公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料)</u> により支	第81 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、	第81 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるとき、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金繰延運営費交付金（資産）に振り替える。<u>繰延運営費交付金（資産）</u>に関して、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延運営費交付金（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 （2） 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。（注<u>57</u>） 8 地方独立行政法人が、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。	出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務<u>（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）</u>から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるとき、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</u>その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。<u>公立大学法人においては、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資産見返運営費交付金</u>に関して、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返運営費交付金戻入</u>として収益に振り替える。 （2） 取得固定資産等が運営費交付金<u>（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）</u>により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務<u>（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）</u>から収益に振り替える。（注<u>63</u>） 8 地方独立行政法人が、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。<u>（公立大学法人を除く。）</u>	ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である<u>繰延運営費交付金（資産）</u>に振り替える。<u>繰延運営費交付金（資産）</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延運営費交付金（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 （2） 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。（注<u>6 2</u>） 7 （略）	ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である<u>資産見返運営費交付金</u>に振り替える。<u>資産見返運営費交付金</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返運営費交付金戻入</u>として収益に振り替える。 （2） 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。（注<u>6 1</u>） 7 （略）
<注<u>57</u>> 運営費交付金の会計処理について 1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交	<注<u>63</u>> 運営費交付金<u>（公立大学法人については、運営費交付金等）</u>の会計処理について 1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交	<注<u>62</u>> 運営費交付金の会計処理について 1～7 （略）	<注<u>61</u>> 運営費交付金の会計処理について 1～7 （略）

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務達成基準により収益化を行うことを原則とする。 2 地方独立行政法人における業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。 (1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。 (2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。 (3) 地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。 <u>(削除)</u>	付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人については、業務達成基準により収益化を行うことを原則とし、公立大学法人については、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。</u> 2 <u>公立大学法人以外の</u>地方独立行政法人における業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。 (1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。 (2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。 (3) 地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。 3 <u>公立大学法人における運営費交付金の収益化については、公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。</u> <u>なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じ</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
3 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、地方独立行政法人においては、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。 5～8 （略） 9 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から繰延運営費交付金(建設仮勘定)に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延運営費交付金(建設仮勘定)を本来の科目（資本剰余金又は繰延運営費交付金（資産））に振り替えるものとする。 10 繰延運営費交付金（資産）を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	<u>て、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。</u> <u>4</u> 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、<u>公立大学法人以外</u>の地方独立行政法人においては、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。 5～8 （略） 9 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。公立大学法人においては、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。</u> 10 <u>資産見返運営費交付金</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。<u>（公立大学法人を除く。）</u>	8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から繰延運営費交付金（建設仮勘定）に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延運営費交付金（建設仮勘定）を本来の科目（資本剰余金又は繰延運営費交付金（資産））に振り替えるものとする。 9 繰延運営費交付金（資産）を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。 9 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
<注58> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	<注64> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	<注63> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	<注62> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
処理について 1・2　（略） 3　長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から繰延施設費（建設仮勘定）に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延施設費（建設仮勘定）を資本剰余金に振り替えるものとする。	処理について 1・2　（略） 3　長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を預り施設費から建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。</u> <u>公立大学法人においては、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。</u>	処理について 1・2　（略） 3　長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から繰延施設費（建設仮勘定）に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延施設費（建設仮勘定）を資本剰余金に振り替えるものとする。	処理について 1・2　（略） 3　長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。
第81　補助金等の会計処理 1～3　（略） 4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注59） （1）当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 （2）当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から繰延補助金等（資産）に振り替える。繰延補助金等（資産）は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入として収益に振り替える。	第81　補助金等の会計処理 1～3　（略） 4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注65） （1）当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 （2）当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては</u> 、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、 <u>資産見返補助金等戻入</u> として収益に振り替える。 <u>公立大学法人においては、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替え</u>	第83　補助金等の会計処理 1～3　（略） 4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注64） （1）当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 （2）当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から繰延補助金等（資産）に振り替える。繰延補助金等（資産）は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入として収益に振り替える。 （3）当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から繰延補助金等（資	第83　補助金等の会計処理 1～3　（略） 4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注63） （1）当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 （2）当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、 <u>資産見返補助金等戻入</u> として収益に振り替える。 （3）当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>る。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。</u>	<u>産）に振り替える。繰延補助金等（資産）は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入として収益に振り替える。</u>	<u>等）に振り替える。資産見返補助金等</u> は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、 <u>資産見返補助金等戻入</u> として収益に振り替える。
＜注59＞ 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から繰延補助金等(建設仮勘定) に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延補助金等(建設仮勘定) を本来の科目（資本剰余金又は繰延補助金等（資産））に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入として収益に振り替える。 3 繰延補助金等(資産) を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注65＞ 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うとき、 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</u> その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目（資本剰余金又は資産見返補助金等）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、 <u>資産見返補助金等戻入</u> として収益に振り替える。 <u>公立大学法人においては、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。</u> 3 資産見返補助金等を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注64＞ 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から繰延補助金等（建設仮勘定）に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延補助金等（建設仮勘定）を本来の科目（資本剰余金又は繰延補助金等（資産））に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入として収益に振り替える。 3 繰延補助金等(資産) を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注63＞ 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目（資本剰余金又は資産見返補助金等）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、 <u>資産見返補助金等戻入</u> として収益に振り替える。 3 資産見返補助金等を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1・2 （略） <u>(削除)</u>	第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1・2 （略） <u>3 なお、財源措置予定額収益は、公立大学の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記における業務費用から控除すべき収益には含まれない。</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第83 寄附金の会計処理 1 （略） 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次	第83 寄附金の会計処理 1 （略） 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次	第85 寄附金の会計処理 1 （略） 2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合	第85 寄附金の会計処理 1 （略） 2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である<u>繰延寄付金（資産）</u>に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>繰延寄付金（資産）戻入</u>として収益に振り替える。（注<u>62</u>） 3 （略）	のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては</u>、当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である<u>資産見返寄附金</u>に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>資産見返寄附金戻入</u>として収益に振り替える。<u>公立大学法人においては、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。</u>（注<u>68</u>） 3 （略）	は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である<u>繰延寄附金（資産）</u>に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>繰延寄附金（資産）戻入</u>として収益に振り替える。（注<u>67</u>） 3 （略）	は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である<u>資産見返寄附金</u>に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>資産見返寄附金戻入</u>として収益に振り替える。（注<u>66</u>） 3 （略）
<注<u>62</u>> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 地方独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 <u>繰延寄付金（資産）</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。 <u>（削除）</u>	<注<u>68</u>> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 地方独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人については、資産見返寄附金</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。 3 <u>公立大学法人については、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。</u>	<注<u>67</u>> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 <u>繰延寄附金（資産）</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。	<注<u>66</u>> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 <u>資産見返寄附金</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。
<注<u>63</u>> サービスの提供等による収益の会計処理について 1～4 （略）	<注<u>69</u>> サービスの提供等による収益の会計処理について 1～4 （略）	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
5 地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。	5 地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</u> 国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。		
<注64> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について 1・2 (略) <u>(削除)</u>	<注70> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について 1・2 (略) <u>3 公立大学法人の附属病院における一定の償却資産に係る減価償却については、当該減価に対応すべき附属病院収入の獲得が予定されていると考えられるため、当該収入をもって充当することが適当と考える。よって、附属病院における上記資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上し、それ以外については資本剰余金を減額することとする。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<u>(削除)</u>	<u>第88 特定の有価証券の会計処理</u> <u>設立団体の長は、産業競争力強化法第21条の規定に基づき公立大学法人が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には当該有価証券を指定することができる。当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。(注71)</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<u>(削除)</u>	<注71>特定の有価証券の会計処理について <u>1 本会計処理は、産業競争力強化法第21条に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。</u> <u>2 産業競争力強化法においては、公立大学法人の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</u> <u>公立大学法人は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、設立団体の長による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。</u> <u>3 このように、特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を公立大学法人が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、設立団体の長による出資の認可を経て行うものであり公立大学法人の判断のみで実施できるものではない。</u> <u>4 また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、公立大学法人の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や住民に対し、公立大学法人の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。</u> <u>5 このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、公立大学法人の損益計算には含まれないものとする。</u> <u>6 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考えるべきことから、公立大学法人の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。</u> <u>7 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88 特定の有価証券の会計処理」の規定に基づく有価証券損益相</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を表示しなければならない。これは、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。</u>		
第88 賞与引当金に係る会計処理 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返に係る収益を計上するものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第89 賞与引当金に係る会計処理 <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返に係る収益を計上するものとする。</u> <u>2 公立大学法人においては、賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</u> <u>3 公立大学法人においては、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第89 退職給付に係る会計処理 1 退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。 <u>(削除)</u>	第90 退職給付に係る会計処理 1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</u> 2 <u>公立大学法人においては、退職給付債務のうち、運営</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 2 <u>前</u>項の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。	<u>費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。</u> <u>3 公立大学法人においては、退職一時金（役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。</u> <u>4 公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合において、当該年度中に追加的な退職一時金が支給されているときには、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。</u> <u>5 第1項及び第3項の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</u>		
<u>(削除)</u>	<u>第91 債券発行差額の会計処理</u> <u>1 公立大学法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合においては、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。</u> <u>2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。</u> <u>3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。</u>	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
	<u>期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。</u>		
＜注65＞ 特定の除去費用等の会計処理について 1～3 （略） 4 前項の場合には、当該資産除去の実行時まで計上した減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連して、その他行政コストが減少する取引として認識することとする。	＜注72＞ 特定の除去費用等の会計処理について 1～3 （略） 4 前項の場合には、当該資産除去の実行時まで計上した減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連して、その他行政コストが減少する取引として認識することとする。 <u>（公立大学法人を除く。）</u>	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第94 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 <u>1 目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</u> <u>2 前中期目標等期間繰越積立金については、中期計画に定める使途に照らして、前項と同様の処理を行うこととする。ただし、自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、対応する費用（自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費等）が生じた場合であっても、これに対応する前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しは行わない。</u>	第96 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 <u>（新設）</u>	第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 <u>1 目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</u> <u>2 前中期目標等期間繰越積立金については、中期計画及び中長期計画に定める使途に照らして、前項と同様の処理を行うこととする。ただし、自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、対応する費用（自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費等）が生じた場合であっても、これに対応する前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しは行わない。</u>	第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 <u>（新設）</u>
＜注69＞ 行政コスト等について 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、その他行政コストに属するものとし、	＜注76＞ 行政コスト等について <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</u> 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
行政コスト計算書において、除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。 <u>(削除)</u>	用については、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。 <u>2 公立大学法人においては、地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用について、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。</u>		
第98 法人単位財務諸表の体系及び様式 1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注70) (1) 法人単位貸借対照表 (2) 法人単位行政コスト計算書 (3)～(6) (略)	第100 法人単位財務諸表の体系及び様式 1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注77) (1) 法人単位貸借対照表 (2) 法人単位行政コスト計算書 <u>(公立大学法人を除く。)</u> (3)～(6) (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
<注71>法人単位行政コスト計算書及び法人単位純資産変動計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について (略)	<注78>法人単位行政コスト計算書 <u>(公立大学法人を除く。)</u> 及び法人単位純資産変動計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について (略)	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第101 財務諸表の開示方法等 1～3 (略) 4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注73) (1) 各勘定単位の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類 (2) 貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための	第103 財務諸表の開示方法等 1～3 (略) 4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注80) (1) 各勘定単位の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類 (2) 貸借対照表、行政コスト計算書 <u>(公立大学法人を除く。)</u> 、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類 (3)～(5) (略)	の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類 (3)～(5) (略)		
第111 会計処理の原則及び手続 1 (略) <u>(削除)</u> 2 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。	第113 会計処理の原則及び手続 1 (略) 2 <u>設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。</u> <u>3</u> 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第120 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、 <u>評価・換算差額等及び</u> 非支配株主持分に区分して記載するものとする。 2 (略)	第122 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、非支配株主持分に区分して記載するものとする。 2 (略)	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第124 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損	第126 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損	第125 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、法人集団の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損	—

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純 <u>利</u> 益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 （略）	益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主 <u>持分</u> 損益を加減して当期純 <u>損</u> 益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 （略）	益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純利益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。	
第 <u>133</u> 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(削除)</u> (4) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項	第 <u>135</u> 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) （略） (4) <u>産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項</u> <u>産業競争力強化法第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況</u> <u>(5)</u> その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第 <u>135</u> 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> ）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	第 <u>137</u> 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金 <u>及び</u> 利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第 <u>137</u> 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> ）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	第 <u>139</u> 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金 <u>及び</u> 利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

※今回の改訂に伴い、会計基準及び注解の番号を繰り上げる又は繰り下げる改訂を行っているが、当資料においてはこれらの記載を割愛している。